

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
4月3日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……三

保安林予定森林 (周南市) (森林整備課) ……五

○公告

一般競争入札の実施 (技術管理課) ……五



山口県告示第百七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年四月三日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東洋紡株式会社

住 所 大阪市北区梅田一丁目一三番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 東洋紡株式会社岩国事業所

所在地 岩国市灘町一番一号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考	種類	構造			使用の方法		
		能力 (t/日)	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔 (一日当たりの使用時間)	季節的変動の概要
第二十一号の化学繊維製造業の用に供する原料回収施設をいう。	二一八	二二〇	令和八、七、一	令和九、二、二八	令和九、四、一	連続二四時間	変動なし

No. 2 排水口	No. 1 排水口
七	六・七
八・五	八・五
四	一・三
五〇	四〇
五	四
〃	二五
〃	検出せず
〇・二	五・四
〇・二	七・五
〇・一	〇・五
〇・一	〇・九
八、八八〇・五	一五〇、六四八・八
一〇、七四八・五	一九四、九八五・五

山口県告示第百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年四月三日から同月二十四日まで、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

令和八年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社日立製作所
住 所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社日立製作所笠戸事業所
所在地 下松市大字東豊井七九四番地
 - 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設
 - 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
- (一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
	通 常 最 大	浮遊物質量 (mg/l)	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	通 常 最 大	磷 [〃] (mg/l)

No. 2 排水口	No. 1 排水口		項目	排水		出水		汚染状態		値		排水の一日当たりの量 (m ³)					
	変更前	変更後		通	常	通	常	通	常	通	常						
	七・五	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	七・四	七・六	八・六	八・六	一〇・八	八	一二	一一・四	二二・三	〃	二	〃	九二九・一	九八九・六
			化学的酸素要求量 (mg/l)	一一・四	一一・二	一一・九	一一・九	一三・七	〃	一四	一二・九	二二・三・八	〃	二・一	〃	一、〇六四・五	一、一五七・三
			浮遊物質量 (mg/l)	一一	一一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
			窒素 (mg/l)	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三
			リン (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
			ふっ素 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
			検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
			排出水の一日当たりの量 (m ³)	九二九・一	九二九・一	九二九・一	九二九・一	九二九・一	九二九・一	九二九・一	九二九・一	九二九・一	九二九・一	九二九・一	九二九・一	九二九・一	九二九・一

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

中和・凝集沈殿槽	処理後		処理前		項目	汚水		汚染状態		値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	変更後	変更前		通	常	通	常	通	常	
	七・四	〃	〃	七・六	水素イオン濃度 (水素指数)	七・四	七・六	八・五	八・六	〃	〃	二〇・三
	〃	〃	〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三三・一
	〃	〃	〃	〃	浮遊物質量 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	窒素 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	リン (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	ふっ素 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	二〇・三	二〇	二〇・三	二〇	排出水の一日当たりの量 (m ³)	二〇・三	二〇	二〇・三	二〇	二〇	二〇	三三・一

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

中和・凝集沈殿槽	変更後	変更前	項目	種類	値	
					年	月
	〃	〃	鋼板製	〃	〃	〃
	三三・一	三〇	中和・凝集沈殿	〃	〃	〃
	〃	〃	連続	〃	〃	〃
	〃	〃	八時間	〃	〃	〃
	〃	〃	変動なし	〃	〃	〃
	(既)		工事着手予定	〃	〃	〃
			工事完成予定	〃	〃	〃
	(設)		使用開始予定	〃	〃	〃

(二) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。	六五	
	変更後	変更前
	〃	七・六
	〃	二二・二
	〃	五
	〃	一五
	〃	六五
	〃	一〇〇
	〃	四〇
	〃	六〇
	〃	二
	〃	三
	二〇・三	二〇
	三三・一	三〇

- いこと。
- (六) 令和三年四月一日から令和八年四月三日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）に一旦掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。
- (七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）でないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部技術管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県土木建築部技術管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県土木建築部技術管理課
- (三) 受領期限
令和八年五月十五日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和八年五月十八日午前十時）
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室
- (二) 日時
令和八年五月十八日午前十時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法

- 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和八年四月二十一日午後五時十五分までに山口県土木建築部技術管理課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和八年四月二十四日までに発送する。
1 入札参加資格確認申請書
2 納税証明書
3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面
- (五) 契約保証金
免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和八年五月十一日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県土木建築部技術管理課（電話〇八三一九三三三三二六二二）に問い合わせること。
- 十一 Summary
(1) Division in charge of the contract: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government
(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of equipment and software for the electronic bidding system
(3) Period of use: From December 1, 2026 to November 30, 2031
(4) Place of use: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government and within Kumano-cho, Yamaguchi City
(5) Division in charge of the procurement and contact point for the notice: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

fectural Government (Tel. 083-933-3623)

(6) Deadline for tender submission : 5:15 P.M. May 15, 2026 (If brought in person : 10:00 A.M. May 18, 2026)

令和八年四月三日印刷

発行人所

山口県知事庁